

福 井 県 の 工 業

（令和6年（2024年）経済構造実態調査
製造業に関する結果報告書）

令和7年11月

福井県未来創造部統計調査課

目 次

I	調査の概要	1
II	利用上の注意	3
III	調査結果の概要	7
	<全事業所>	
1	概 況	8
2	事業所数	9
3	従業者数	10
4	製造品出荷額等	11
5	付加価値額	12
6	事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額	13
7	原材料・燃料・電力の使用額等	14
IV	用語の解説	15

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2 調査対象

日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる「大分類E－製造業」に属する全国の事業所（国および地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所および法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類または細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

3 調査事項

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種および従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地および法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額または出資金額（会社に限る）
- ④ 事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費および人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費および転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額および原材料、燃料の在庫額〇◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額およびその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地および工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨および⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

4 調査の方法

調査は、総務省および経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムまたは政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。

5 基準となる期日または期間

令和6年（2024年）6月1日現在とする。

ただし、「3 調査事項」のうち、「＊」を付した事項については、原則として、令和5年（2023年）1月から12月までの1年間を対象とする。

また、「○」は令和5年（2023年）の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。

Ⅱ 利 用 上 の 注 意

1 「福井県の工業（令和 6 年（2024 年）経済構造実態調査製造業に関する結果報告書）は、総務省・経済産業省が実施した「令和 6 年（2024 年）経済構造実態調査製造業事業所調査」（以下「製造業事業所調査」という。）により、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・ 個人経営を除く事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

2 事業所について、日本標準産業分類（第 14 回改定）における大分類、中分類、小分類または細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の 9 割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。

3 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和 6 年（2024 年）6 月 1 日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和 5 年（2023 年）1 年間の数値である。

4 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

5 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が 1 または 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 または 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

- 6 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外は以下のとおりである。

本 書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- 7 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

<例 1>

品目番号	【26	3	5	12】	製造品目名：工業用ミシン
←中分類番号（上 2 桁）→				【26】	生産用機械器具製造業
←小分類番号（上 3 桁）→				【263】	繊維機械製造業
←細分類番号（上 4 桁）→				【2635】	縫製機械製造業

【263512】工業用ミシンのみを製造する事業所は、細分類番号「【2635】縫製機械製造業」となる。

- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

<例 2>

【品目番号】	製造品目名	製造品出荷額等	①中分類番号 (上2桁)ごとの合計	②小分類番号 (上3桁)ごとの合計	③細分類番号 (上4桁)ごとの合計
【244614】	コンテナ	1,000万円	【24】1,000万円		
【263512】	工業用ミシン	700万円		【263】700万円	
【266111】	数値制御旋盤	500万円	【26】1,600万円		【2661】500万円
【266212】	精整仕上装置	400万円		【266】900万円	【2662】400万円
【292111】	アーク溶接機	1,500万円	【29】1,500万円		

- ・中分類ごとに製造品出荷額等を合計すると、【24】1,000万円、【26】1,600万円、【29】1,500万円、【26】＞【29】＞【24】となり、この事業所の中分類は「【26】生産用機械器具製造業」となる。
- ・小分類ごとに製造品出荷額等を合計すると、【263】700万円、【266】900万円、【266】＞【263】となり、小分類は「【266】金属加工機械製造業」となる。
- ・細分類ごとに製造品出荷額等を合計すると、【2661】500万円、【2662】400万円、【2661】＞【2662】となり、この事業所は、細分類番号「【2661】金属工作機械製造業」となる。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」および「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

(3) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製 造 品 名	分類	製 造 品 名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋（合成皮革）	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
人造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
義歯	2744	看板・標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル・模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

- 8 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000928642.pdf

- 9 製造業事業所調査と経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）と工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く事業所を調査し、推計値を含む集計結果である。令和 3 年（2021 年）活動調査は、個人経営を除く全ての事業所を調査し集計しているが、平成 28 年（2016 年）活動調査は、全ての事業所を調査し、事業所数、従業者数については、個人経営を含む集計結果であるのに対し、製造品出荷額等の経理項目は、これらの調査分を含まない集計結果である。工業統計は、国に

属する事業所以外の従業者 4 人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。

(2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なる。

10 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名		略 称	
09	食料品製造業	09	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料
11	繊維工業	11	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	12	木材
13	家具・装備品製造業	13	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14	紙パ
15	印刷・同関連業	15	印刷
16	化学工業	16	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	17	石油
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18	プラ
19	ゴム製品製造業	19	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20	皮革
21	窯業・土石製品製造業	21	窯業
22	鉄鋼業	22	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	23	非鉄
24	金属製品製造業	24	金属
25	はん用機械器具製造業	25	は用
26	生産用機械器具製造業	26	生産
27	業務用機械器具製造業	27	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28	電子
29	電気機械器具製造業	29	電気
30	情報通信機械器具製造業	30	情報
31	輸送用機械器具製造業	31	輸送
32	その他の製造業	32	その他

Ⅲ 調 査 結 果 の 概 要

<留意点>

令和6年（2024年）経済構造実態調査製造業事業所調査は、日本標準産業分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計しているため、これまでの「工業統計調査」や「経済センサス－活動調査」の結果と単純に比較ができない点にご留意ください。

結果の要点

<全事業所>

○ 概況

- ・事業所数は2,553事業所、従業者数は75,549人。
- ・製造品出荷額等は2兆6497億円、付加価値額は8927億円、事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額は3255億円、原材料使用額等は1兆5560億円。

○ 事業所数の状況

- ・「繊維工業」が612事業所（構成比24.0%）と最も多い。
- ・「繊維工業」の割合（構成比24.0%）は、全国より18.1ポイント高く全国1位。

○ 従業者数の状況

- ・「繊維工業」が14,460人（構成比19.1%）と最も多い。
- ・「繊維工業」の割合（構成比19.1%）は、全国より16.2ポイント高く全国1位。

○ 製造品出荷額等の状況

- ・「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が3792億円（構成比14.3%）と最も多く、全国より9.7ポイント高い。
- ・「繊維工業」の割合（構成比9.2%）は、全国より8.1ポイント高く全国1位。

○ 付加価値額の状況

- ・「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が1543億円（構成比17.3%）と最も多く、全国より11.2ポイント高い。
- ・「繊維工業」の割合（構成比11.3%）は、全国より9.9ポイント高く全国1位。

○ 事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額の状況

- ・「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が590億円（構成比18.1%）と最も多く、全国より12.1ポイント高い。

○ 原材料・燃料・電力の使用額等の状況

- ・「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が1640億円（構成比10.5%）と「輸送機械工業」、「非鉄金属工業」に次いで3番目に多く、全国より6.8ポイント高い。

<全事業所>

1 概 況

事業所数は2,553事業所、従業者数は75,549人、製造品出荷額等は2兆6497億円であった。

表 1 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移（全事業所）

年 次	事 業 所 数		従 業 者 数		製 造 品 出 荷 額 等	
	実 数	対前回比 (%)	実 数 (人)	対前回比 (%)	実 数 (百万円)	対前回比 (%)
平成5年(1993)	8,726	▲ 4.1	108,502	▲ 1.9	1,971,467	▲ 1.9
7(1995)	8,240	▲ 5.6	103,555	▲ 4.6	1,967,319	▲ 0.2
10(1998)	7,902	▲ 4.1	99,904	▲ 3.5	1,986,035	1.0
12(2000)	7,292	▲ 7.7	94,078	▲ 5.8	2,013,484	1.4
15(2003)	6,217	▲ 14.7	83,873	▲ 10.8	1,776,536	▲ 11.8
17(2005)	5,793	▲ 6.8	80,567	▲ 3.9	1,879,565	5.8
20(2008)	5,356	※ ▲ 10.4	80,500	※ ▲ 1.6	2,122,059	※ 6.9
24(2012)	4,865	▲ 9.2	74,456	▲ 7.5	1,939,294	▲ 8.6
28(2016)	4,632 (2,803)	▲ 4.8 (-)	76,547 (71,595)	2.8 (-)	2,078,612 (2,054,889)	7.2 (-)
令和3年(2021)	2,563	▲ 8.6	72,612	1.4	2,159,420	5.1
4年(2022)	2,566	-	74,648	-	2,395,270	-
5年(2023)	2,569	0.1	74,952	0.4	2,562,445	7.0
6年(2024)	2,553	▲ 0.6	75,549	0.8	2,649,650	3.4

- 注 1：令和4年に開始した経済構造実態調査（製造業事業所調査）では、日本標準産業分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計して集計しているため、これまでの活動調査や工業統計と単純比較ができない。そのため、令和3年活動調査との増減率を表示していない。
- 2：令和4年に開始した経済構造実態調査（製造業事業所調査）の調査対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所である。（ただし、個人経営および法人以外の団体の事業所を除く）
- 3：令和3年の事業所数および従業者数、令和2年実績の製造品出荷額等については、個人経営調査票による調査分を含まない数値である。
- 4：平成28年の事業所数および従業者数、平成27年実績の製造品出荷額等における（ ）内は、個人経営調査票による調査分を含まない数値である。
- 5：事業所数および従業者数については、平成28年以降はそれぞれの表示年次の6月1日現在、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在、その他の年次は表示年次の12月31日現在である。
- 6：製造品出荷額等については、平成24年活動調査以降はそれぞれの表示年次前年における1年間の数値であり平成20年以前は表示年次1年間の数値である。
- 7：平成20年調査においては、平成19年に調査対象事業所の精査および調査項目の変更が行われた結果、平成20年以降の数値と全事業所を対象とした過去の数値（平成20年の直前は平成17年）が単純に比較できなくなった。そのため、平成20年と平成17年の数値を比較できるように、平成20年の実際の数値とは別に、平成17年時の調査対象、項目に合わせた「調整値」を便宜的に集計し算出した。（上記表において※が該当箇所）

2 事業所数

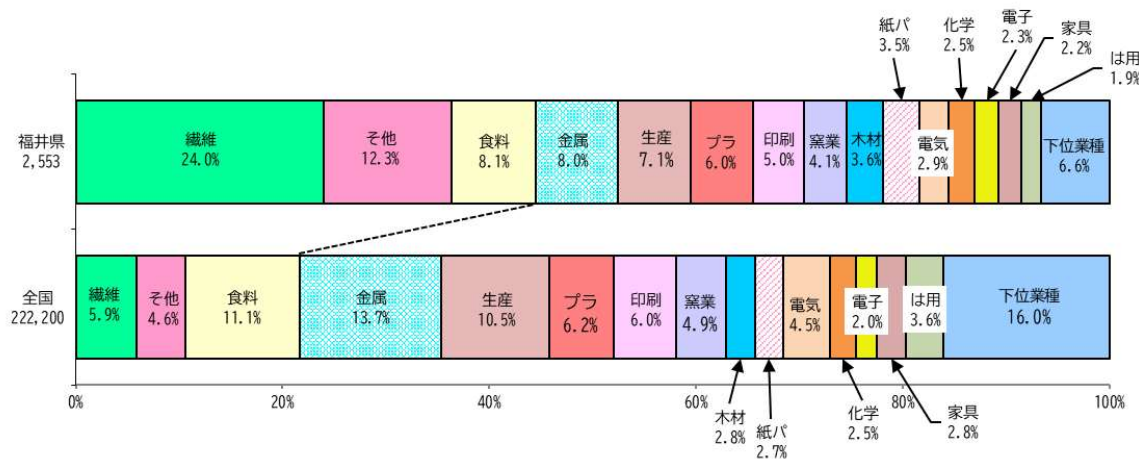
- ・ 事業所数は 2,553 事業所で、産業中分類別にみると、「繊維工業」の 612 事業所（構成比 24.0%）が最も多く、次いで「その他の製造業（※）」の 315 事業所（同 12.3%）、「食料品製造業」の 208 事業所（同 8.1%）などとなっており、上位 3 産業で 44.4% を占めている。
- ・ 「繊維工業」の割合（構成比 24.0%）は全国より 18.1 ポイント高く、全国 1 位。

表 2 中分類別事業所数（全事業所）

産業中分類	R5年(2023年)			R6年(2024年)			対 前回比 【福井県】 (%)
	福井県		全国	福井県		全国	
	実数	構成比 (%)	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	2,569	100.0	100.0	2,553	100.0	100.0	▲ 0.6
9 食料品製造業	210	8.2	11.1	208	8.1	11.1	▲ 1.0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	40	1.6	2.3	40	1.6	2.3	0.0
11 繊維工業	617	24.0	5.9	612	24.0	5.9	▲ 0.8
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	91	3.5	2.8	91	3.6	2.8	0.0
13 家具・装備品製造業	57	2.2	2.9	56	2.2	2.8	▲ 1.8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	88	3.4	2.7	89	3.5	2.7	1.1
15 印刷・同関連業	128	5.0	6.1	127	5.0	6.0	▲ 0.8
16 化学工業	66	2.6	2.5	63	2.5	2.5	▲ 4.5
17 石油製品・石炭製品製造業	10	0.4	0.6	10	0.4	0.6	0.0
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	153	6.0	6.2	152	6.0	6.2	▲ 0.7
19 ゴム製品製造業	9	0.4	1.1	9	0.4	1.1	0.0
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	4	0.2	0.6	4	0.2	0.6	0.0
21 窯業・土石製品製造業	106	4.1	4.9	105	4.1	4.9	▲ 0.9
22 鉄鋼業	33	1.3	2.3	33	1.3	2.3	0.0
23 非鉄金属製造業	27	1.1	1.4	27	1.1	1.4	0.0
24 金属製品製造業	204	7.9	13.7	203	8.0	13.7	▲ 0.5
25 はん用機械器具製造業	49	1.9	3.6	49	1.9	3.6	0.0
26 生産用機械器具製造業	182	7.1	10.5	182	7.1	10.5	0.0
27 業務用機械器具製造業	12	0.5	2.2	12	0.5	2.2	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57	2.2	2.0	59	2.3	2.0	3.5
29 電気機械器具製造業	75	2.9	4.5	73	2.9	4.5	▲ 2.7
30 情報通信機械器具製造業	5	0.2	0.6	5	0.2	0.6	0.0
31 輸送用機械器具製造業	30	1.2	5.1	29	1.1	5.1	▲ 3.3
32 その他の製造業（※）	316	12.3	4.6	315	12.3	4.6	▲ 0.3

注 1：事業所数については、個人経営を含まない。
2：事業所数の調査時点は、表示年次の 6 月 1 日現在である。
※「その他の製造業」の主な品目は「眼鏡」、「漆器」である。

図 1 事業所数の中分類別構成比（全事業所）



3 従業者数

- ・ 従業者数は 75,549 人で、産業中分類別にみると、「繊維工業」の 14,460 人（構成比 19.1%）が最も多く、次いで「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の 11,780 人（同 15.6%）、「プラスチック製品製造業」の 5,839 人（同 7.7%）などとなっており、上位 3 産業で全産業の 42.4%を占めている。
- ・ 「繊維工業」の割合（構成比 19.1%）は全国より 16.2 ポイント高く、全国 1 位。

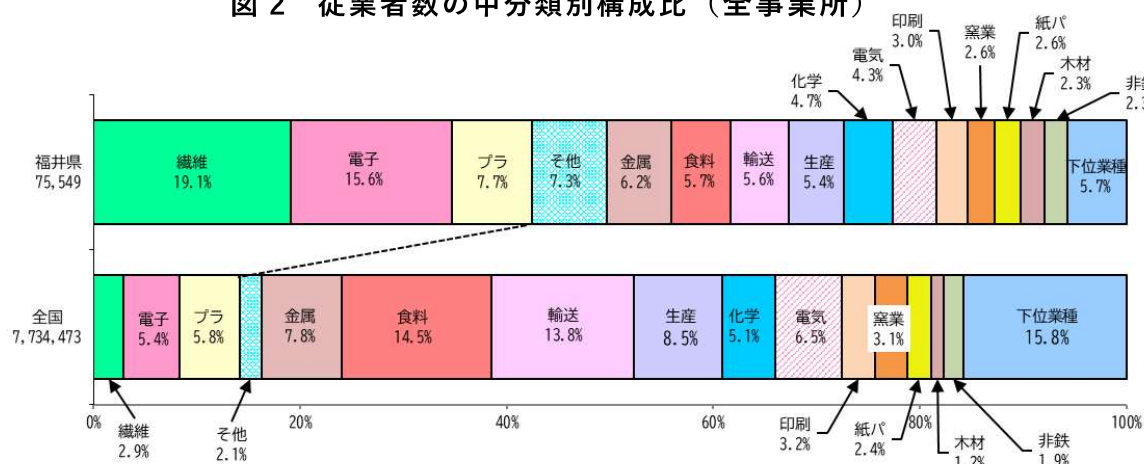
表 3 中分類別従業者数（全事業所）

産業中分類	R5年(2023年)			R6年(2024年)			対 前回比 【福井県】 (%)
	福井県		全国	福井県		全国	
	実数 (人)	構成比 (%)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	74,952	100.0	100.0	75,549	100.0	100.0	0.8
9 食料品製造業	4,414	5.9	14.5	4,298	5.7	14.5	▲ 2.6
10 飲料・たばこ・飼料製造業	463	0.6	1.4	410	0.5	1.4	▲ 11.4
11 繊維工業	14,430	19.3	2.9	14,460	19.1	2.9	0.2
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	1,747	2.3	1.2	1,739	2.3	1.2	▲ 0.5
13 家具・装備品製造業	1,120	1.5	1.2	1,085	1.4	1.2	▲ 3.1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1,895	2.5	2.4	1,928	2.6	2.4	1.7
15 印刷・同関連業	2,132	2.8	3.2	2,291	3.0	3.2	7.5
16 化学工業	3,856	5.1	5.1	3,516	4.7	5.1	▲ 8.8
17 石油製品・石炭製品製造業	79	0.1	0.4	88	0.1	0.4	11.4
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	5,778	7.7	5.8	5,839	7.7	5.8	1.1
19 ゴム製品製造業	183	0.2	1.5	184	0.2	1.5	0.5
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	87	0.1	0.2	84	0.1	0.2	▲ 3.4
21 窯業・土石製品製造業	1,972	2.6	3.1	1,942	2.6	3.1	▲ 1.5
22 鉄鋼業	444	0.6	2.8	440	0.6	2.8	▲ 0.9
23 非鉄金属製造業	1,704	2.3	1.9	1,707	2.3	1.9	0.2
24 金属製品製造業	4,618	6.2	7.8	4,700	6.2	7.8	1.8
25 はん用機械器具製造業	821	1.1	4.1	832	1.1	4.1	1.3
26 生産用機械器具製造業	4,068	5.4	8.6	4,072	5.4	8.5	0.1
27 業務用機械器具製造業	639	0.9	2.8	693	0.9	2.9	8.5
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	11,012	14.7	5.4	11,780	15.6	5.4	7.0
29 電気機械器具製造業	3,798	5.1	6.6	3,230	4.3	6.5	▲ 15.0
30 情報通信機械器具製造業	454	0.6	1.4	467	0.6	1.4	2.9
31 輸送用機械器具製造業	3,805	5.1	13.6	4,263	5.6	13.8	12.0
32 その他の製造業	5,433	7.2	2.1	5,501	7.3	2.1	1.3

注 1：事業所数については、個人経営を含まない。

2：事業所数の調査時点は、表示年次の 6 月 1 日現在である。

図 2 従業者数の中分類別構成比（全事業所）



4 製造品出荷額等

- ・ 製造品出荷額等は 2 兆 6497 億円で、産業中分類別にみると、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の 3792 億円（構成比 14.3%）が最も多く、次いで「電気機械器具製造業」の 2992 億円（同 11.3%）、「化学工業」の 2461 億円（同 9.3%）などとなっており、上位 3 産業で全産業の 34.9%を占めている。
- ・ 「繊維工業」の割合（構成比 9.2%）は全国より 8.1 ポイント高く、全国 1 位。

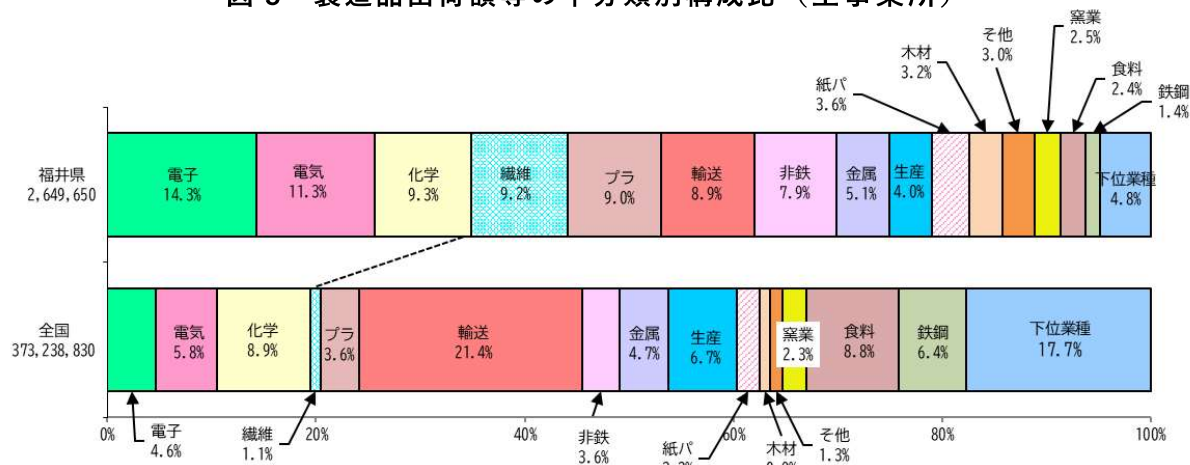
表 4 中分類別製造品出荷額等（全事業所）

産業中分類	R5年(2023年)			R6年(2024年)			対 前回比 【福井県】 (%)
	福井県		全国	福井県		全国	
	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	2,562,445	100.0	100.0	2,649,650	100.0	100.0	3.4
9 食料品製造業	66,946	2.6	8.8	64,477	2.4	8.8	▲ 3.7
10 飲料・たばこ・飼料製造業	17,123	0.7	2.9	6,738	0.3	2.9	▲ 60.6
11 繊維工業	231,470	9.0	1.0	244,009	9.2	1.1	5.4
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	99,337	3.9	1.0	84,390	3.2	0.9	▲ 15.0
13 家具・装備品製造業	22,068	0.9	0.6	22,625	0.9	0.5	2.5
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	89,890	3.5	2.1	96,529	3.6	2.2	7.4
15 印刷・同関連業	35,613	1.4	1.4	35,682	1.3	1.4	0.2
16 化学工業	288,781	11.3	9.5	246,102	9.3	8.9	▲ 14.8
17 石油製品・石炭製品製造業	6,280	0.2	5.2	6,638	0.3	4.6	5.7
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	222,358	8.7	3.7	238,187	9.0	3.6	7.1
19 ゴム製品製造業	3,841	0.1	1.0	3,972	0.1	1.1	3.4
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	711	0.03	0.1	704	0.03	0.1	▲ 1.0
21 窯業・土石製品製造業	66,241	2.6	2.3	65,821	2.5	2.3	▲ 0.6
22 鉄鋼業	41,606	1.6	6.6	36,807	1.4	6.4	▲ 11.5
23 非鉄金属製造業	211,606	8.3	3.7	209,829	7.9	3.6	▲ 0.8
24 金属製品製造業	124,297	4.9	4.7	134,368	5.1	4.7	8.1
25 はん用機械器具製造業	22,202	0.9	3.5	22,832	0.9	3.5	2.8
26 生産用機械器具製造業	103,200	4.0	6.9	106,105	4.0	6.7	2.8
27 業務用機械器具製造業	10,204	0.4	1.9	10,324	0.4	2.0	1.2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	330,478	12.9	4.7	379,185	14.3	4.6	14.7
29 電気機械器具製造業	275,276	10.7	5.9	299,234	11.3	5.8	8.7
30 情報通信機械器具製造業	14,386	0.6	1.7	18,404	0.7	1.7	27.9
31 輸送用機械器具製造業	199,454	7.8	19.5	236,194	8.9	21.4	18.4
32 その他の製造業	79,079	3.1	1.3	80,497	3.0	1.3	1.8

注 1：製造品出荷額等については、個人経営を含まない。

2：製造品出荷額等の調査期間は、表示年次前年におけるそれぞれ 1 年間の数値である。

図 3 製造品出荷額等の中分類別構成比（全事業所）



5 付加価値額

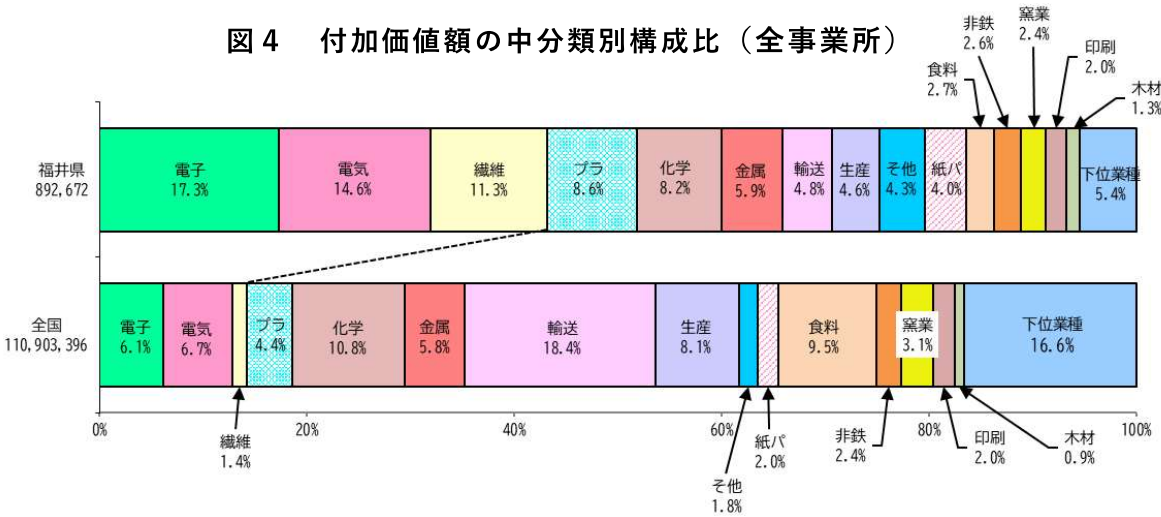
- ・ 付加価値額は 8927 億円で、産業中分類別にみると、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の 1543 億円（構成比 17.3%）が最も多く、次いで「電気機械器具製造工業」の 1303 億円（同 14.6%）、「繊維工業」の 1012 億円（同 11.3%）などとなっており、上位 3 産業で全産業の 43.2%を占めている。
- ・ 「繊維工業」の割合（構成比 11.3%）は全国より 9.9 ポイント高く、全国 1 位。

表 5 中分類別付加価値額（全事業所）

産業中分類	R5年(2023年)			R6年(2024年)			対 前回比 【福井県】 (%)
	福井県		全国	福井県		全国	
	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	830,100	100.0	100.0	892,672	100.0	100.0	7.5
9 食料品製造業	27,110	3.3	9.5	24,471	2.7	9.5	▲ 9.7
10 飲料・たばこ・飼料製造業	11,299	1.4	2.6	3,735	0.4	2.6	▲ 66.9
11 繊維工業	97,848	11.8	1.3	101,159	11.3	1.4	3.4
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	19,208	2.3	1.1	11,974	1.3	0.9	▲ 37.7
13 家具・装備品製造業	8,433	1.0	0.7	8,976	1.0	0.7	6.4
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	29,199	3.5	1.8	35,556	4.0	2.0	21.8
15 印刷・同関連業	19,255	2.3	2.1	17,459	2.0	2.0	▲ 9.3
16 化学工業	84,589	10.2	11.3	72,855	8.2	10.8	▲ 13.9
17 石油製品・石炭製品製造業	1,478	0.2	▲ 0.4	2,096	0.2	0.1	41.8
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	53,615	6.5	4.3	77,026	8.6	4.4	43.7
19 ゴム製品製造業	1,498	0.2	1.3	1,641	0.2	1.3	9.5
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	278	0.03	0.1	250	0.03	0.1	▲ 10.1
21 窯業・土石製品製造業	25,351	3.1	3.1	21,240	2.4	3.1	▲ 16.2
22 鉄鋼業	13,523	1.6	4.2	11,019	1.2	3.6	▲ 18.5
23 非鉄金属製造業	29,073	3.5	2.8	23,063	2.6	2.4	▲ 20.7
24 金属製品製造業	48,334	5.8	5.8	52,741	5.9	5.8	9.1
25 はん用機械器具製造業	8,180	1.0	4.2	7,839	0.9	4.1	▲ 4.2
26 生産用機械器具製造業	38,731	4.7	8.5	40,708	4.6	8.1	5.1
27 業務用機械器具製造業	5,018	0.6	2.3	4,824	0.5	2.5	▲ 3.9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	133,186	16.0	6.3	154,339	17.3	6.1	15.9
29 電気機械器具製造業	92,898	11.2	6.9	130,278	14.6	6.7	40.2
30 情報通信機械器具製造業	6,114	0.7	1.6	8,041	0.9	1.6	31.5
31 輸送用機械器具製造業	36,840	4.4	16.7	42,556	4.8	18.4	15.5
32 その他の製造業	39,041	4.7	1.8	38,824	4.3	1.8	▲ 0.6

注 1：付加価値額について、従業者 29 人以下の事業所は粗付加価値額である。
2：付加価値額については、個人経営を含まない。
3：付加価値額の調査期間は、表示年次前年におけるそれぞれ 1 年間の数値である。

図 4 付加価値額の中分類別構成比（全事業所）



6 事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

- ・ 事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額は3255 億円で、産業中分類別にみると、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の590 億円（構成比 18.1%）が最も多く、次いで「繊維工業」の488 億円（同 15.0%）、「輸送用機械器具製造業」の267 億円（同 8.2%）などとなっており、上位3産業で全産業の41.3%を占めている。

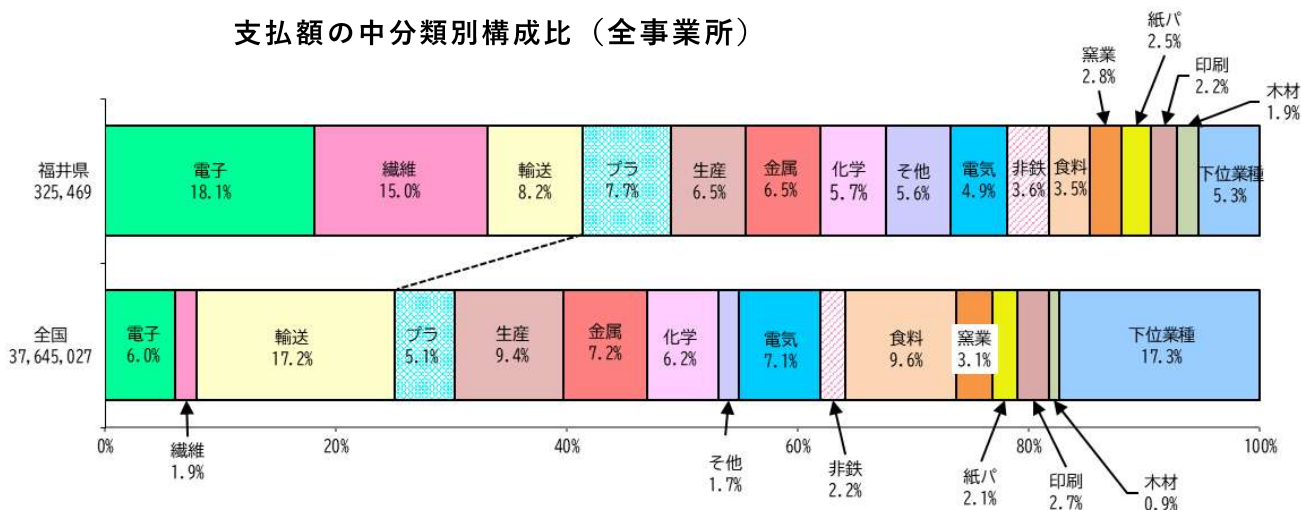
表6 中分類別事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る
人材派遣会社への支払額（全事業所）

産業中分類	R5年(2023年)			R6年(2024年)			対 前回比 【福井県】 (%)
	福井県		全国	福井県		全国	
	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 %	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	327,215	100.0	100.0	325,469	100.0	100.0	▲ 0.5
9 食料品製造業	12,018	3.7	9.6	11,415	3.5	9.6	▲ 5.0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	1,444	0.4	1.2	1,344	0.4	1.2	▲ 6.9
11 繊維工業	46,950	14.3	1.9	48,780	15.0	1.9	3.9
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	5,891	1.8	1.0	6,043	1.9	0.9	2.6
13 家具・装備品製造業	4,255	1.3	0.9	4,053	1.2	0.9	▲ 4.7
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	8,149	2.5	2.2	8,282	2.5	2.1	1.6
15 印刷・同関連業	6,748	2.1	2.8	7,130	2.2	2.7	5.7
16 化学工業	21,985	6.7	6.1	18,611	5.7	6.2	▲ 15.3
17 石油製品・石炭製品製造業	375	0.1	0.5	428	0.1	0.5	14.1
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	24,273	7.4	5.2	24,904	7.7	5.1	2.6
19 ゴム製品製造業	695	0.2	1.5	660	0.2	1.5	▲ 5.0
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	208	0.1	0.2	203	0.1	0.2	▲ 2.4
21 窯業・土石製品製造業	9,455	2.9	3.1	9,247	2.8	3.1	▲ 2.2
22 鉄鋼業	2,180	0.7	3.5	2,416	0.7	3.5	10.8
23 非鉄金属製造業	11,554	3.5	2.1	11,587	3.6	2.2	0.3
24 金属製品製造業	20,739	6.3	7.3	21,028	6.5	7.2	1.4
25 はん用機械器具製造業	3,622	1.1	4.8	3,543	1.1	4.8	▲ 2.2
26 生産用機械器具製造業	20,850	6.4	9.5	21,069	6.5	9.4	1.1
27 業務用機械器具製造業	2,653	0.8	2.9	2,791	0.9	3.1	5.2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	55,816	17.1	6.1	59,017	18.1	6.0	5.7
29 電気機械器具製造業	20,990	6.4	7.2	16,046	4.9	7.1	▲ 23.6
30 情報通信機械器具製造業	1,872	0.6	1.7	1,934	0.6	1.6	3.3
31 輸送用機械器具製造業	26,376	8.1	16.9	26,720	8.2	17.2	1.3
32 その他の製造業	18,115	5.5	1.8	18,219	5.6	1.7	0.6

注 1：事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額は、個人経営を含まない。

2：事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額の調査期間は、表示年次前年におけるそれぞれ1年間の数値である。

図5 事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への
支払額の中分類別構成比（全事業所）



7 原材料・燃料・電力の使用額等

- 原材料・燃料・電力の使用額等は1兆5560億円で、産業中分類別にみると、「輸送用機械製造業」の1774億円（構成比11.4%）が最も多く、次いで「非鉄金属製造業」の1763億円（同11.3%）、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の1640億円（同10.5%）などとなっており、上位3産業で全産業の33.2%を占めている。

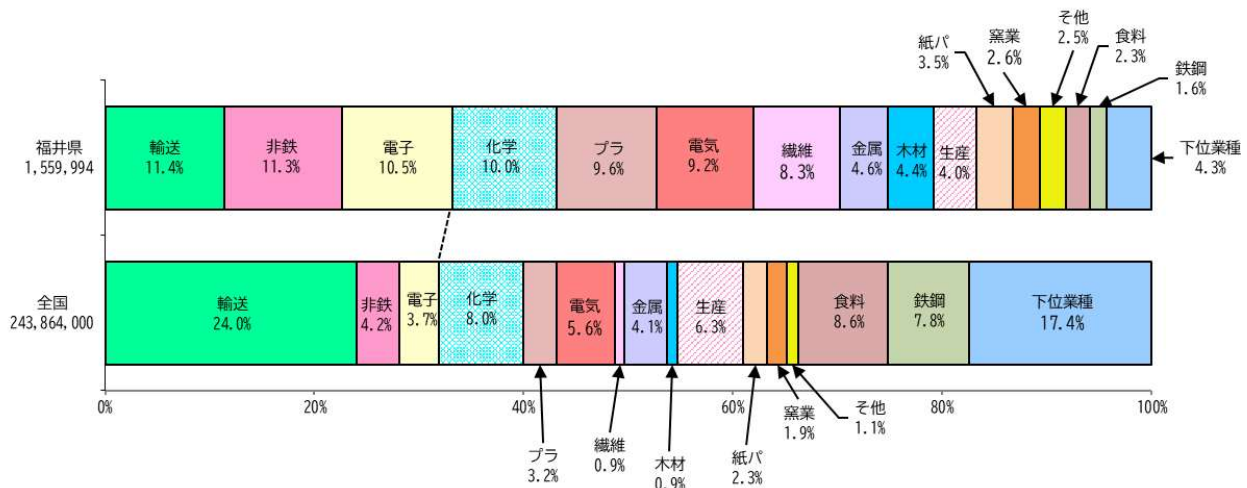
表7 中分類別原材料・燃料・電力の使用額等（全事業所）

産業中分類	R5年(2023年)			R6年(2024年)			対 前回比 【福井県】 (%)
	福井県		全国	福井県		全国	
	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 %	実数 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)	
合 計	1,598,812	100.0	100.0	1,559,994	100.0	100.0	▲ 2.4
9 食料品製造業	36,582	2.3	8.4	36,618	2.3	8.6	0.1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	1,578	0.1	2.0	1,911	0.1	2.0	21.1
11 繊維工業	119,459	7.5	0.9	129,097	8.3	0.9	8.1
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	77,907	4.9	1.0	68,592	4.4	0.9	▲ 12.0
13 家具・装備品製造業	12,470	0.8	0.5	12,349	0.8	0.5	▲ 1.0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	55,821	3.5	2.3	55,164	3.5	2.3	▲ 1.2
15 印刷・同関連業	13,894	0.9	1.0	15,812	1.0	1.0	13.8
16 化学工業	194,164	12.1	8.7	155,392	10.0	8.0	▲ 20.0
17 石油製品・石炭製品製造業	4,654	0.3	7.2	4,332	0.3	6.0	▲ 6.9
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	154,267	9.6	3.3	149,310	9.6	3.2	▲ 3.2
19 ゴム製品製造業	1,983	0.1	0.9	2,019	0.1	0.9	1.8
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	410	0.03	0.1	426	0.03	0.1	3.9
21 窯業・土石製品製造業	37,274	2.3	1.9	40,102	2.6	1.9	7.6
22 鉄鋼業	27,371	1.7	8.0	25,009	1.6	7.8	▲ 8.6
23 非鉄金属製造業	176,067	11.0	4.2	176,251	11.3	4.2	0.1
24 金属製品製造業	68,634	4.3	4.1	72,251	4.6	4.1	5.3
25 はん用機械器具製造業	13,975	0.9	3.3	15,074	1.0	3.2	7.9
26 生産用機械器具製造業	60,446	3.8	6.7	62,307	4.0	6.3	3.1
27 業務用機械器具製造業	4,341	0.3	1.7	4,999	0.3	1.9	15.2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	177,421	11.1	3.9	163,969	10.5	3.7	▲ 7.6
29 電気機械器具製造業	165,860	10.4	5.6	143,702	9.2	5.6	▲ 13.4
30 情報通信機械器具製造業	7,828	0.5	1.8	9,452	0.6	1.8	20.7
31 輸送用機械器具製造業	149,187	9.3	21.5	177,413	11.4	24.0	18.9
32 その他の製造業	37,218	2.3	1.1	38,441	2.5	1.1	3.3

注 1：原材料・燃料・電力の使用額は、個人経営を含まない。

2：原材料・燃料・電力の使用額等の調査期間は、表示年次前年におけるそれぞれ1年間の数値である。

図6 原材料・燃料・電力の使用額等の中分類別構成比（全事業所）



IV 用語の解説

【産業別】

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

令和 6 年（2024 年）6 月 1 日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人（送出者）、有期雇用者（1 か月未満、日々雇用）は含まない。

(1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」および「出向・派遣受入者」に分けられる。

(2) 有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

(3) 常用雇用者

期間を定めずに、または 1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

(4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(5) 有期雇用者（1 か月以上）

常用雇用者のうち、1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(6) 臨時雇用者（有期雇用者（1 か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいう。

(7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

3 事業に従事する者の人件費および派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者および有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」および「常用雇用者および有給役員に対する退職金または解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいう。

4 原材料・燃料・電力の使用額等

令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間における次の（1）～（6）の合計をいう。

（1）原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料および消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

（2）燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用および暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

（3）電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

（4）委託生産費

原材料または製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃および支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

（5）製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

（6）転売した商品の仕入額

1 年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

5 有形固定資産額（従業者 30 人以上の事業所）

令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

（1）有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

① 土地

② 有形固定資産（土地を除く）

ア 建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

イ 機械、装置（附属設備を含む。）

ウ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

(2) 建設仮勘定の増加額および減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失および同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

(4) 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(5) 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

6 製造品、半製品および仕掛品、原材料および燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料および加工済みの在庫、仕入れてまたは受け入れてそのまま販売するもの（転売品）の在庫は含まない。

7 製造品出荷額等

令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の荷額およびその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税を含んだ額である。

(1) 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1 年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れてまたは受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和 5 年（2023 年）中に返品されたものを除く。）

(2) 加工賃収入額

1 年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品または半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいう。

(3) その他収入額

上記(1)、(2)の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」等の収入額をいう。

8 生産額（従業者 30 人以上の事業所）

令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品および仕掛品年末価額 - 半製品および仕掛品年初価額)

9 付加価値額（粗付加価値額）

令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

(1) 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品および仕掛品年末価額 - 半製品および仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料・燃料・電力使用額等 - 減価償却額

(2) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) - 原材料・燃料・電力使用額等

*1:平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

10 事業所敷地面積（従業者 30 人以上の事業所）

令和 6 年（2024 年）6 月 1 日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫およびその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合またはこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

11 水源別用水量（従業者 30 人以上の事業所）

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1 日当たり用水量とは、令和 5 年（2023 年）1 月から令和 5 年（2023 年）12 月までの 1 年間に使用した工業用水の総量を令和 5 年（2023 年）の操業日数で割ったものをいう。

ア 公共水道は、都道府県または市区町村によって経営されている工業用水道または上水道から取水した水をいう。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸または湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼または貯水池から取水した水（地表水）、河川敷および旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

【品目別】

1 産出事業所

産業格付とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計している。

2 製造品の出荷

（1）製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものも含む。）を、令和5年（2023年）1月から令和5年（2023年）12月までの1年間に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。なお、仕入れてまたは受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和5年（2023年）中に返品されたものを除く。）

（2）出荷金額

消費税および酒税、たばこ税、揮発油税および地方揮発油税を含んだ額である。

3 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷金額の大きさの割合によって、産業を決定している。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

福井県の工業（令和 6 年（2024 年）経済構造実態調査
製造業に関する結果報告書）

福井県 未来創造部 統計調査課 産業統計グループ

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

電話 0776-20-0272（ダイヤルイン）

0776-21-1111（代表） 内線 2374

統計調査課ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei/>

